

○土地改良区定款例（昭和40年 3 月22日付け40農地B第881号農林省農地局長通知）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（目的） 第1条 この土地改良区は、農業生産の基盤の整備及び<u>保全</u>を図り、もって農業の生産性の向上、<u>農業生産の増大、消費者の需要に即した農業生産の推進、農業構造の改善及び農業生産活動の継続的な実施</u>に資することを目的とする。 （事業） 第4条 （略） <u>2 この土地改良区は、前項のほか、農業集落排水施設整備事業の計画、情報通信環境整備事業の計画及び連携管理保全計画の定めるところにより、次に掲げる事業を行う。</u> 一 <u>農業集落排水施設整備事業</u> 二 <u>情報通信環境整備事業</u> 三 <u>連携管理保全事業</u> <u>3 この土地改良区は、第1項第○号の事業に附帯して次に掲げる事業を行う。</u> （削る。） <u>一～三 （略）</u> （削る。） （削る。） <u>四 荒廃農地の発生防止のために行う事業</u> <u>4～7 （略）</u> 【備考】	（目的） 第1条 この土地改良区は、農業生産の基盤の整備及び<u>開発</u>を図り、もって農業の生産性の向上、<u>農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善</u>に資することを目的とする。 （事業） 第4条 （略） （新設） <u>2 この土地改良区は、前項第○号の事業に附帯して次に掲げる事業を行う。</u> 一 <u>農業集落排水事業</u> 二～四 （略） <u>五 簡易水道事業</u> <u>六 養魚事業</u> （新設） <u>3～6 （略）</u> 【備考】

第2項から第7項までの各規定で不要のものは削除すること。なお、第2項及び第3項については附帯事業計画のあるものに限定して規定すること。

(公告の方法)

第6条 この土地改良区の公告は、事務所の掲示場に掲示してこれをするとともに、その公告の内容についてインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法を併せて行う。

【備考】

自らのウェブサイト有しておらず、かつ、関係団体又は関係機関のウェブサイトへの掲載もできない場合など、インターネットによる公表が困難な場合には、本条を次のように改めることができる。

(公告の方法)

第6条 この土地改良区の公告は、事務所の掲示場及びこの土地改良区の地区の属する市町村の事務所の掲示場に掲示してこれをする。

2 (略)

第2章 准組合員及び施設管理准組合員
(准組合員等たる資格)

第7条 (略)

2 次に掲げる団体その他の者であって、この土地改良区の地区内において土地改良施設の管理に関連する活動を行うものは、この土地改良区の施設管理准組合員となることができる。

第2項から第6項までの各規定で不要のものは削除すること。なお、第2項については附帯事業計画のあるものに限定して規定すること。

(公告の方法)

第6条 この土地改良区の公告は、事務所の掲示場及びこの土地改良区の地区の属する市町村の事務所の掲示場に掲示してこれをするとともに、その公告の内容についてインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法を併せて行う。

【備考】

自らのウェブサイト有しておらず、また関係団体又は関係機関のウェブサイトへの掲載もできない場合など、インターネットによる公表が困難な場合には、本条を次のように改めること。

(公告の方法)

第6条 この土地改良区の公告は、事務所の掲示場及びこの土地改良区の地区の属する市町村の事務所の掲示場に掲示してこれをする。

2 (略)

第2章 准組合員及び施設管理准組合員
(准組合員等たる資格)

第7条 (略)

2 農地維持、資源向上等の多面的機能発揮促進事業を行う活動組織その他の団体であって、この土地改良区の地区内において土地改良施設の管理に関連する活動を行うものは、この土地改良区の

二 農地維持、資源向上等の多面的機能発揮促進事業を行う広域活動組織、活動組織又はこれらの構成員

二 農地・農業用水等の資源保全活動、造成施設の保全管理活動、農村環境保全活動、住民参加型直営施工活動、荒廃農地解消活動、農村地域防災活動等の地域貢献活動を行う団体その他の者

(准組合員等の加入)

第8条 (略)

2 (略)

3 この土地改良区の施設管理准組合員になろうとする団体その他の者は、次に掲げる事項を記載した加入申込書を土地改良区に提出しなければならない。

一 施設管理准組合員になろうとする個人の氏名、生年月日及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地、その他の者にあっては、その名称、住所及び代表者の氏名)

二 (略)

4 前項の場合においては、加入申込書に、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 個人以外のものにあっては、定款又はこれに代わるべき書類(削る。)

二 土地改良施設の管理に関連する活動の実績又は計画を記載した書面

5 (略)

(議決方法の特例等)

施設管理准組合員となることができる。

(准組合員等の加入)

第8条 (略)

2 (略)

3 この土地改良区の施設管理准組合員になろうとする団体は、次に掲げる事項を記載した加入申込書を土地改良区に提出しなければならない。

一 施設管理准組合員になろうとする団体の名称、住所及び代表者の氏名(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)

二 (略)

4 前項の場合においては、加入申込書に、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款又はこれに代わるべき書類

二 団体の主たる構成員がこの土地改良区の地区の周辺の地域内に住所を有する者であることを証する書面

三 土地改良施設の管理に関連する活動の実績又は計画を記載した書面

5 (略)

(議決方法の特例等)

第20条 総代会においては、定款の変更、土地改良事業計画の作成及び変更、土地改良事業の廃止、連携管理保全計画の認可の申請、役員の改選、規約の設定、変更及び廃止、管理規程の設定、変更及び廃止、利水調整規程の設定、変更及び廃止、合併、解散、組織変更、法第83条の2第3項の規定による権利義務の承継その他重要な事項を除いて、急施を要することが明白である事項に限り、あらかじめ通知した事項以外の事項であってもこれを議決することができる。

第4章 役員

(役員の定数)

第25条 (略)

2 前項の監事定数のうち、○人は法第18条第7項各号の全てに該当する者とする。

【備考】

①・② (略)

③ 法第18条第7項ただし書の規定により員外監事を入れない場合には、第2項を削除すること。

④ 組合員である監事の定数を定める場合には、第2項を次のとおり改めること。

2 前項の監事定数のうち、○人は組合員とし、○人は法第18条第7項各号の全てに該当する者とする。

⑤ 役員の定数を○人以上○人以内と規定する場合には、上限の定数は下限の定数の1.5倍までとすること。

⑥ (略)

第20条 総代会においては、定款の変更、土地改良事業計画の設定、変更、土地改良事業の廃止、役員の改選、規約の設定、変更及び廃止、管理規程の設定、変更及び廃止、利水調整規程の設定、変更及び廃止並びに合併及び解散その他重要な事項を除いて、急施を要することが明白である事項に限り、あらかじめ通知した事項以外の事項であってもこれを議決することができる。

第4章 役員

(役員の定数)

第25条 (略)

2 前項の監事定数のうち、○人は法第18条第6項各号の全てに該当する者とする。

【備考】

①・② (略)

③ 法第18条第6項ただし書の規定により員外監事を入れない場合には、第2項を削除すること。

④ 組合員である監事の定数を定める場合には、第2項を次のとおり改めること。

2 前項の監事定数のうち、○人は組合員とし、○人は法第18条第6項各号の全てに該当する者とする。

⑤ (略)

(賦課金以外の徴収金についての過怠金)

第51条 前条の規定による加入金、法第43条第2項の規定による決済により徴収すべき金銭、法第53条の8第2項の規定により徴収すべき金銭、同条第3項の規定により徴収すべき仮清算金及び換地計画において定める清算金については、第45条の規定を準用する。

(基本財産)

第52条 (略)

2 (略)

3 この土地改良区は、その管理する土地改良施設（当該土地改良施設と密接に関連する施設を含む。）について、将来行われるべき当該土地改良施設の更新のために行う当該土地改良施設の変更に必要となる費用に充てるための資金を、前項の基本財産として積み立てるものとする。

(財産の分配の制限)

第53条 この土地改良区の財産については、組合員に分配することができない。

(残余財産の帰属者)

第54条 この土地改良区が解散（合併による解散を除く。）した場合における残余財産は、解散のときにおける理事会の議決により選定した地方公共団体、他の土地改良区又は土地改良施設の管理を行う認可地縁団体若しくは一般社団法人に帰属する。

(賦課金以外の徴収金についての過怠金)

第51条 前条の規定による加入金、法第42条第2項の規定による決済により徴収すべき金銭、法第53条の8第2項の規定により徴収すべき金銭、同条第3項の規定により徴収すべき仮清算金及び換地計画において定める清算金については、第45条の規定を準用する。

(基本財産)

第52条 (略)

2 (略)

(新設)

(財産の分配の制限)

第53条 この土地改良区の財産については、解散（合併の場合を除く。）のときでなければ組合員に分配することができない。

(新設)

2 前項の理事会の議決により残余財産を帰属させる者を選定しようとするときは、あらかじめその者の承諾を得ておかなければならない。

第55条 (略)

(電磁的方法)

第56条 この定款の規定により、書面を交付することとされる通知その他の行為については、規約の定めるところにより、書面の交付又はその他の行為に代えて、電磁的方法により行うことができるものとする。

2 (略)

第57条 (略)

第54条 (略)

(電磁的方法)

第55条 この定款の規定により、書面を交付することとされる通知その他の行為については、規約の定めるところにより、書面の交付に代えて、電磁的方法により行うことができるものとする。

2 (略)

第56条 (略)

[定款附属書]

土地改良区総代選挙規程例
何土地改良区総代選挙規程

(総代の被選挙権)

第1条 次に掲げる者は、総代の被選挙権を有しない。

一・二 (略)

三 拘禁以上の刑に処せられた者でその執行を終わるまでのもの

(選挙の公告)

第4条 (略)

2 (略)

【備考】

① 総会選挙制をとる場合、第4条第2項中「投票終了の時刻、」を削る。

② 総会選挙制をとる場合であって、電磁的方法による投票を可能とするときは、第4条第2項を次のように改めること。

2 前項の公告には、投票開始の時刻、選挙区ごとに選挙する総代の数、投票用紙に記載すべき選挙する総代の数、電磁的方法による投票を行う旨及び電磁的方法による投票を行うために必要な事項を記載するものとする。

[定款附属書]

土地改良区総代選挙規程例
何土地改良区総代選挙規程

(総代の被選挙権)

第1条 次に掲げる者は、総代の被選挙権を有しない。

一・二 (略)

三 禁錮以上の刑に処せられた者でその執行を終わるまでのもの

(選挙の公告)

第4条 (略)

2 (略)

【備考】

総会選挙制をとる場合、第4条第2項中「投票終了の時刻、」を削除する。

(投票)

第12条 (略)

2～5 (略)

【備考】

① (略)

② 総会選挙制をとる場合は、第4項を削り、第5項を次のとおり改める。

4 第4条の規定により公告した投票開始の時刻に総会に出席していない者は、投票することができない。

③ 総会選挙制をとる場合であって、電磁的方法による投票を可能とするときは、第5項の次に次の1項を加えること。

6 電磁的方法による投票については、前5項の規定に準じた適切な方法によることとし、かつ、投票の秘密を保持することができる方法によらなければならない。

(無効投票)

第15条 (略)

【備考】

総会選挙制をとる場合であって、電磁的方法による投票を可能とするときは、第1号中「所定の用紙を用いないもの」を「投票用紙として所定の用紙を用いないもの又はあらかじめ公告された方法以外の電磁的方法により投票を行うもの」に改め、第8号の次に次の1号を加えること。

九 電磁的方法による投票において、開票管理者の使用に係る電子計算機から総代の候補者の氏名を確認し難いもの

(投票)

第12条 (略)

2～5 (略)

【備考】

① (略)

② 総会選挙制をとる場合は、第4項を削除し、第5項を次のとおり改める。

4 第4条の規定により公告した投票開始の時刻に総会に出席していない者は、投票することができない。

(無効投票)

第15条 (略)

(新設)

(候補者の立候補等の届出)

第16条 (略)

2～4 (略)

【備考】

総会選挙制をとる場合であって、電磁的方法による投票を可能とするときは、第4項中「公告し、かつ、選挙の当日投票所に掲示するものとする」を「公告するものとする」に改め、第6項を第8項とし、第5項を第7項として、第4項の次に次の2項加えること。

5 総会の場所を定めなかったときは、この土地改良区は、総会に出席する組合員へ、選挙の当日電磁的方法により前項の事項を示すものとする。

6 総会の場所を定めたときは、この土地改良区は、第4項の事項を、選挙の当日投票所に掲示するとともに、総会の場所に存しないで総会に出席する組合員へ電磁的方法により示すものとする。

5・6 (略)

[定款附属書]

土地改良区役員選挙規程例

何土地改良区役員選挙規程

(役員の被選挙権)

第1条 次に掲げる者は、理事の被選挙権を有しない。

- 一 組合員でない者
- 二 法人
- 三 未成年者

(候補者の立候補等の届出)

第16条 (略)

2～4 (略)

(新設)

5・6 (略)

[定款附属書]

土地改良区役員選挙規程例

何土地改良区役員選挙規程

(役員の被選挙権)

第1条 次に掲げる者は、理事の被選挙権を有しない。

- 一 組合員でない者
- 二 法人
- 三 未成年者

四 破産者で復権のできないもの

五 拘禁以上の刑に処せられた者でその執行を終わるまでのもの又はその執行を受けることがなくなるまでのもの

2 (略)

【備考】

① (略)

② 法第18条第7項ただし書の規定により、組合員でない監事を入れない場合は、第1項中「理事」を「役員」に改め、第2項を削ること。

③ (略)

第2条 (略)

2 役員のうち土地改良法（以下「法」という。）第18条第7項各号に該当する監事（以下「員外監事」という。）は、第16条第3項の規定による届出のあった組合員でない監事の候補者のうちから、その他の監事は同条第2項又は第3項の規定による届出のあった監事の候補者のうちから、それぞれ選挙する。

3 第1項の規定による理事の被選挙区及びその区域から選挙すべき役員の定数は、次のとおりとする。

被選挙区	被選挙区域	定数
		理事数
第1被選挙区	何村及び何村(大字何を除く。)	○人
第2被選挙区	何村大字何及び何村	○人
第3被選挙区	何町	○人
第4被選挙区	何町及び何村	○人

四 破産者で復権のできないもの

五 禁錮以上の刑に処せられた者でその執行を終わるまでのもの又はその執行を受けることがなくなるまでのもの

2 (略)

【備考】

① (略)

② 法第18条第6項ただし書の規定により、組合員でない監事を入れない場合は、第1項中「理事」を「役員」に改め、第2項を削ること。

③ (略)

第2条 (略)

2 役員のうち土地改良法（以下「法」という。）第18条第6項各号に該当する監事（以下「員外監事」という。）は、第16条第3項の規定による届出のあった組合員でない監事の候補者のうちから、その他の監事は同条第2項又は第3項の規定による届出のあった監事の候補者のうちから、それぞれ選挙する。

3 第1項の規定による理事の被選挙区及びその区域から選挙すべき役員の定数は、次の通りとする。

被選挙区	被選挙区域	定数
		理事数
第1被選挙区	何村及び何村(大字何を除く。)	○人
第2被選挙区	何村大字何及び何村	○人
第3被選挙区	何町	○人
第4被選挙区	何町及び何村	○人

.....		
-------	-------	--

【備考】

- ① 理事定数のうち、耕作又は養畜の業務を営む組合員（法人を除き、組合員たる法人の業務を執行する役員を含む。以下「耕作者理事」という。）の定数を定める場合には、第3項の表を次のように改めること。

被選挙区	被選挙区域	定 数
		理事数（うち耕作者理事）
第1被選挙区	何村及び何村（大字何を除く。）	○人（○人）
第2被選挙区	何村大字何及び何村	○人（○人）
第3被選挙区	何町	○人（○人）
第4被選挙区	何町及び何村	○人（○人）
.....		

- ② 多様な人材の積極的な登用に向け、土地改良区の区域の全域を対象とする被選挙区域を設ける場合は、第3項の表を次のように改めること。

被選挙区	被選挙区域	定 数
		理事数
第1被選挙区	何村及び何村（大字何を除く。）	○人
第2被選挙区	何村大字何及び何村	○人
第3被選挙区	何町	○人
第4被選挙区	何町及び何村	○人
第5被選挙区	何土地改良区の区域全域	○人
.....		

.....		
-------	-------	--

【備考】

- 理事定数のうち、耕作又は養畜の業務を営む組合員（法人を除き、組合員たる法人の業務を執行する役員を含む。以下「耕作者理事」という。）の定数を定める場合には、第3項の表を次のように改めること。

被選挙区	被選挙区域	定 数
		理事数（うち耕作者理事）
第1被選挙区	何村及び何村（大字何を除く。）	○人（○人）
第2被選挙区	何村大字何及び何村	○人（○人）
第3被選挙区	何町	○人（○人）
第4被選挙区	何町及び何村	○人（○人）
.....		

（新設）

また、この場合、第4項の次に次の1項を加えること。

- 5 役員のうち第5被選挙区の理事は、何土地改良区の区域全域に所属する組合員のうちから選挙するものとし、当該被選挙区の候補者は他の被選挙区の候補者と重複することができないものとする。

- ③ 役員のうち組合員である理事の定数を○人以上○人以内と定めている場合は、第3項の表を次のように改めること。

被選挙区	被選挙区域	定 数
		理事数
第1被選挙区	何村及び何村(大字何を除く。)	○人
第2被選挙区	何村大字何及び何村	○人
第3被選挙区	何町	○人
第4被選挙区	何町及び何村	○人
第5被選挙区	何土地改良区の区域全域	○人以上○人以内
・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	

また、この場合、第4項の次に次の1項を加えること。

- 5 役員のうち第5被選挙区の理事は、何土地改良区の区域全域に所属する組合員のうちから選挙するものとし、当該被選挙区の候補者は他の被選挙区の候補者と重複することができないものとする。

4 (略)

【備考】

- ① 組合員でない理事を入れる場合は、第1項を次のように改めること。
(役員の選挙)

(新設)

4 (略)

【備考】

- ① 組合員でない理事を入れる場合は、第1項中「役員のうち」の次に「組合員である」を加え、第2項中「役員のうち」の次に「組合員でない理事、」を加え、「監事の候補者」を「役員の

第2条 役員のうち組合員である理事は、各被選挙区につきその区域に所属する組合員のうちから、役員のうち組合員でない理事は、第16条第3項の規定による届出のあった組合員でない理事の候補者のうちから、それぞれ選挙するものとする。

② (略)

(選挙の通知及び公告)

第4条 (略)

2 (略)

【備考】

① 総代会において電磁的方法による投票を可能とする場合、第2項を次のように改めること。

2 前項の通知及び公告には、投票開始の時刻、選挙する理事又は監事の数（組合員である役員については被選挙区ごとのそれぞれの数、組合員でない役員についてはその数。以下同じ。）、投票用紙に記載すべき選挙する理事又は監事の数、電磁的方法による投票を行う旨及び電磁的方法による投票を行うために必要な事項を記載するものとする。

② 総会外選挙制をもとる場合は、

ア (略)

イ (略)

第8条 開票管理者は、開票に関する事務を担当し、開票立会人立会の上、投票箱を開き、投票を点検し、開票立会人の意見を聴いて投票の効力を決定し、直ちにその結果を選挙管理者に報告する

候補者」に改めること。

② (略)

(選挙の通知及び公告)

第4条 (略)

2 (略)

【備考】

(新設)

総会外選挙制をもとる場合は、

ア (略)

イ (略)

第8条 開票管理者は、開票に関する事務を担当し、開票立会人立会の上、投票箱を開き、投票を点検し、開票立会人の意見をきいて投票の効力を決定し、直ちにその結果を選挙管理者に報告する

とともに、開票録を作って開票に関する次第を記載し、開票立会人とともにこれに署名しなければならない。

2 (略)

(投票)

第12条 (略)

2～4 (略)

【備考】

- ① 組合員でない理事を入れる場合は、第3項中「理事」を「組合員である理事及び組合員でない理事」に改めること。
- ② 総会外選挙制をとる場合は、第4項中「第4条」を「総代会における選挙にあつては第4条」に、「出席していない者は、」を「出席していない者、総代会外における選挙にあつては午後5時までに投票所に到着していない者は、」に改め、第4項の次に次の1項を加えること。
5 総代会外における選挙にあつては、投票開始の時刻は午前7時とし、投票終了の時刻は午後5時とする。
- ③ 総代会において電磁的方法による投票を可能とするときは、第4項の次に次の1項を加えること。
5 電磁的方法による投票については、前4項の規定に準じた適切な方法によることとし、かつ、投票の秘密を保持することができする方法によらなければならない。

(投票の無効)

第15条 次の各号に掲げる投票は、無効とする。

一～八 (略)

とともに、開票録を作って開票に関する次第を記載し、開票立会人とともにこれに署名しなければならない。

2 (略)

(投票)

第12条 (略)

2～4 (略)

【備考】

- ① 組合員でない理事を入れる場合は、第3項中「理事」を「組合員である理事及び組合員でない理事」に改めること。
- ② 総会外選挙制をとる場合は、第4項中「第4条」を「総代会における選挙にあつては第4条」に、「出席していない者は、」を「出席していない者、総代会外における選挙にあつては午後5時までに投票所に到着していない者は、」に改め、第4項の次に次の1項を加えること。
5 総代会外における選挙にあつては、投票開始の時刻は午前7時とし、投票終了の時刻は午後5時とする。

(投票の無効)

第15条 次の各号に掲げる投票は、無効とする。

一～八 (略)

【備考】

総代会において電磁的方法による投票を可能とする場合、第1号中「所定の用紙を用いないもの」を「投票用紙として所定の用紙を用いないもの又はあらかじめ通知された方法以外の電磁的方法により投票を行うもの」に改め、第8号の次に次の1号を加えること。

九 電磁的方法による投票において、開票管理者の使用に係る電子計算機から理事又は監事の候補者の氏名を確認し難いもの

(候補者の立候補等の届出)

第16条 (略)

2～6 (略)

【備考】

総代会において電磁的方法による投票を可能とする場合、第4項中「公告し、かつ、選挙の当日投票所に掲示するものとする。」を「公告するものとする。」に改め、第6項を第8項とし、第5項を第7項として、第4項の次に次の2項を加えること。

5 総代会の場所を定めなかったときは、この土地改良区は、総代会に出席する総代へ、選挙の当日電磁的方法により前項の事項を示すものとする。

6 総代会の場所を定めたときは、この土地改良区は、第4項の事項を、選挙の当日投票所に掲示するとともに、総代会の場所に存しないで総代会に出席する総代へ電磁的方法により示すものとする。

(新設)

(候補者の立候補等の届出)

第16条 (略)

2～6 (略)

(新設)

(補欠選挙)

第28条 (略)

【備考】

役員の定数を○人以上○人以内と定めている場合は、本条を次のように改めること。

第28条 役員の数が定款で定める定数の下限を下回った場合は、前条の規定により当選人を定めることができるときを除き、その不足の員数につき、補欠選挙を行わなければならない。ただし、役員に欠員を生じた時が役員の任期満了前3月以内であるときは、監事が1人となる場合及び員外監事の全員が欠けた場合を除き、次の総代会まで補欠選挙を行わないことができる。

[定款附属書]

土地改良区役員選任規程例

何土地改良区役員選任規程

(役員の被選任)

第1条 次に掲げる者は、理事の被選任権を有しない。

一～四 (略)

五 拘禁以上の刑に処せられた者でその執行を終るまでのもの
又はその執行を受けることがなくなるまでのもの

2 (略)

【備考】

① (略)

② 法第18条第7項ただし書の規定により、組合員でない監事を入れない場合は、第1項中「理事」を「役員」に改め、第2項

(補欠選挙)

第28条 (略)

(新設)

[定款附属書]

土地改良区役員選任規程例

何土地改良区役員選任規程

(役員の被選任)

第1条 次に掲げる者は、理事の被選任権を有しない。

一～四 (略)

五 禁錮以上の刑に処せられた者でその執行を終るまでのもの
又はその執行を受けることがなくなるまでのもの

2 (略)

【備考】

① (略)

② 法第18条第6項ただし書の規定により、組合員でない監事を入れない場合は、第1項中「理事」を「役員」に改め、第2項

を削ること。

③ (略)

(役員の選任)

第2条 (略)

2 役員のうち土地改良法（以下「法」という。）第18条第7項各号に該当する監事（以下「員外監事」という。）は、組合員でない監事の候補者のうちから、その他の監事と区分して、それぞれ選任する。

3 第1項の規定による理事の被選任区及びその区域から選任すべき役員の定数は、次のとおりとする。

被選任区	被選任区域	定 数
		理事数
第1被選任区	何村及び何村(大字何を除く。)	○人
第2被選任区	何村大字何及び何村	○人
第3被選任区	何町	○人
第4被選任区	何町及び何村	○人
.....		

【備考】

① 理事定数のうち、耕作又は養畜の業務を営む組合員（法人を除き、組合員たる法人の業務を執行する役員を含む。以下「耕作者理事」という。）の定数を定める場合には、第3項の表を次のように改めること。

被選任区	被選任区域	定 数
		理事数 (うち耕作者理事)

を削ること。

③ (略)

(役員の選任)

第2条 (略)

2 役員のうち土地改良法（以下「法」という。）第18条第6項各号に該当する監事（以下「員外監事」という。）は、組合員でない監事の候補者のうちから、その他の監事と区分して、それぞれ選任する。

3 第1項の規定による理事の被選任区及びその区域から選任すべき役員の定数は、次の通りとする。

被選任区	被選任区域	定 数
		理事数
第1被選任区	何村及び何村(大字何を除く。)	○人
第2被選任区	何村大字何及び何村	○人
第3被選任区	何町	○人
第4被選任区	何町及び何村	○人
.....		

【備考】

理事定数のうち、耕作又は養畜の業務を営む組合員（法人を除き、組合員たる法人の業務を執行する役員を含む。以下「耕作者理事」という。）の定数を定める場合には、第3項の表を次のように改めること。

被選任区	被選任区域	定 数
		理事数 (うち耕作者理事)

第1被選任区	何村及び何村(大字何を除く。)	○人 (○人)
第2被選任区	何村大字何及び何村	○人 (○人)
第3被選任区	何町	○人 (○人)
第4被選任区	何町及び何村	○人 (○人)
.....		

② 多様な人材の積極的な登用に向け、土地改良区の区域の全域を対象とする被選任区域を設ける場合は、第3項の表を次のように改めること。

被選任区	被選任区域	定 数
		理事数
第1被選任区	何村及び何村(大字何を除く。)	○人
第2被選任区	何村大字何及び何村	○人
第3被選任区	何町	○人
第4被選任区	何町及び何村	○人
第5被選任区	何土地改良区の区域全域	○人
.....		

また、この場合、第4項の次に次の1項を加えること。

5 役員のうち第5被選任区の理事は、何土地改良区の区域全域に所属する組合員のうちから選任するものとし、当該被選任区の候補者は他の被選任区の候補者と重複することができないものとする。

③ 役員のうち組合員である理事の定数を○人以上○人以内と定めている場合は、第3項の表を次のように改めること。

被選任区	被選任区域	定 数
------	-------	-----

第1被選任区	何村及び何村(大字何を除く。)	○人 (○人)
第2被選任区	何村大字何及び何村	○人 (○人)
第3被選任区	何町	○人 (○人)
第4被選任区	何町及び何村	○人 (○人)
.....		

(新設)

(新設)

		理事数
第1被選任区	何村及び何村(大字何を除く。)	○人
第2被選任区	何村大字何及び何村	○人
第3被選任区	何町	○人
第4被選任区	何町及び何村	○人
第5被選任区	何土地改良区の区域全域	○人以上○人以内
・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	

また、この場合、第4項の次に次の1項を加えること。

5 役員のうち第5被選任区の理事は、何土地改良区の区域全域に所属する組合員のうちから選任するものとし、当該被選任区の候補者は他の被選任区の候補者と重複することができないものとする。

4 (略)

【備考】

① 組合員でない理事を入れる場合は、第1項を次のように改めること。

(役員の選任)

第2条 役員のうち理事は、各被選任区につきその区域に所属する組合員のうちから、役員のうち組合員でない理事は、組合員である理事と区分して、それぞれ選任するものとする。

② (略)

(選任議決の投票)

第7条 (略)

2 (略)

4 (略)

【備考】

① 組合員でない理事を入れる場合は、第1項中「役員のうち」の次に「組合員である」を加え、第2項中「役員のうち」の次に「組合員でない理事、」を加え、「監事の候補者」を「役員の候補者」に改めること。

② (略)

(選任議決の投票)

第7条 (略)

2 (略)

【備考】

総代会において電磁的方法による投票を可能とする場合、
ア 第1項中「無記名投票」を「無記名投票又は電磁的方法による投票」に、第2項中「所定の投票用紙に賛否を記載し、
理事長の示した時間内にこれを投票箱に入れて行わなければならない。」を「、理事長の示した時間内に、所定の投票用
紙に賛否を記載しこれを投票箱に入れ、又は電磁的方法により賛否を示して行わなければならない。」に改め、第2項の
次に次の1項を加えること。

3 電磁的方法による投票を行うとき、土地改良区は、総代
会の招集に併せて、電磁的方法により投票を行う旨及び電
磁的方法による投票を行うために必要な事項を総代に通
知しなければならないこととし、かつ、投票の秘密を保持
することができる方法によらなければならない。

(投票の無効)

第10条 次の各号に掲げる投票は、無効とする。

一・二 (略)

【備考】

総代会において電磁的方法による投票を可能とする場合、第
1号中「所定の用紙を用いないもの」を「投票用紙として所定
の用紙を用いないもの又はあらかじめ通知された方法以外の
電磁的方法により投票を行うもの」に改めること。

(補欠選任)

第13条 (略)

(新設)

(投票の無効)

第10条 次の各号に掲げる投票は、無効とする。

一・二 (略)

(新設)

(補欠選任)

第13条 (略)

【備考】

役員の定数を○人以上○人以内と定めている場合は、本条を次のように改めること。

第13条 役員の数が定款で定める定数の下限を下回った場合は、その不足の員数につき、補欠選任を行わなければならない。ただし、役員に欠員を生じた時が役員の任期満了前3月以内であるときは、監事が1人となる場合及び員外監事の全員が欠けた場合を除き、次の総代会まで補欠選任を行わないことができる。

(新設)